

改正

昭和41年4月1日規則第29号
昭和54年3月31日規則第27号
平成6年3月25日規則第21号
平成11年3月30日規則第25号
平成11年12月28日規則第93号
平成12年3月31日規則第112号
平成13年3月30日規則第63号
平成17年3月29日規則第78号
平成19年1月30日規則第4号
平成20年1月25日規則第2号
平成23年5月31日規則第50号
平成28年3月29日規則第41号
平成31年3月19日規則第5号
令和元年6月25日規則第15号
令和8年2月27日規則第10号

学校教育法施行細則をここに公布する。

学校教育法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定に基づいて行う認可の申請、届出の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「学校」とは、法第1条に規定する学校のうち、私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

(学校の設置認可の申請)

第3条 法第4条第1項の規定により学校の設置について認可を受けようとするときは、学校設置認可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 学則
- (2) 施設概要書
- (3) 校地校舎等の平面図及び配置図
- (4) 校地校舎等の権利の帰属を証明するに足りる書類

- (5) 校具及び教具の明細表
- (6) 経費の見積り及び維持方法に関する書類
- (7) 教職員組織表及び教職員名簿
- (8) 学級編制表
- (9) 飲料水の水質を証明する書類
- (10) 設置者の履歴書（設置者が法人の場合にあつては、その沿革書及び代表者の履歴書）並びに校長の就任承諾書、履歴書、法第9条各号に掲げる欠格事由に該当しないことを誓約する書類及び資格を証する書類
- (11) 議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）

（学校設置者の変更認可の申請）

第4条 法第4条第1項の規定により学校の設置者の変更について認可を受けようとするときは、学校設置者変更認可申請書（第2号様式）に前条各号（第9号を除く。）に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（学校の廃止認可の申請）

第5条 法第4条第1項の規定により学校の廃止について認可を受けようとするときは、学校廃止認可申請書（第3号様式）に第3条第11号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（課程等の設置廃止の認可申請）

第6条 第3条（第9号及び第10号を除く。）及び第5条の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び学科並びに特別支援学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止の認可申請について準用する。

（収容定員に係る学則の変更認可の申請）

第7条 法第4条第1項の規定により施行令第23条第1項第12号に掲げる事項について認可を受けようとするときは、収容定員に係る学則変更認可申請書（第4号様式）に第3条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 学則の変更条項の新旧対照表
- (2) 過去5年間の児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の収容状況表

（学校の目的等の変更の届出）

第8条 学校の目的、名称、位置、学則（収容定員に係るものを除く。以下この条において同じ。）又は経費の見積り及び維持方法の変更について届出をしようとするときは、学校の目的（名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法）変更届（第5号様式）に次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

- (1) 目的の変更に係る場合 第3条第11号に掲げる書類
- (2) 位置の変更に係る場合 第3条第2号から第4号まで、第9号及び第11号に掲げる書類
- (3) 学則の変更に係る場合 第3条第11号に掲げる書類、変更後の学則及び変更条項の新旧対照

表

(4) 経費の見積り及び維持方法の変更に係る場合 第3条第6号及び第11号に掲げる書類
(校地校舎等の権利の取得等の届出)

第9条 学校の校地校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき又は用途の変更、改築等により校地校舎等の現状に重要な変更を加えようとするときは、校地、校舎等変更届(第6号様式)に第3条第2号から第4号まで及び第11号に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

(学科等の設置廃止の届出)

第10条 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の学科(特別支援学校の高等部の学科に限る。)、専攻科又は別科(以下「学科等」という。)を設置しようとするときは、学科(専攻科、別科)設置届(第7号様式)に第3条第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

2 高等学校の学科等を廃止しようとするときは、学科(専攻科、別科)廃止届(第8号様式)に第3条第11号に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

(校長の届出)

第11条 学校の設置者は、法第10条の規定により校長を定めたときは、速やかに校長選任届(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

(1) 当該校長の履歴書、法第9条各号に掲げる欠格事由に該当しないことを誓約する書類及び校長の資格を証する書類

(2) 第3条第11号に掲げる書類(設置者が法人の場合に限る。)

第12条 削除

(私立の専修学校に係る申請手続等)

第13条 私立の専修学校(以下「専修学校」という。)の目的の変更について認可を受けようとするときは、専修学校目的変更認可申請書(第10号様式)に第3条第1号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 専修学校の学科の設置廃止又は収容定員に係る学則の変更について届出をしようとするときは、専修学校の学科の設置廃止(収容定員)に係る学則変更届(第11号様式)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

(1) 学科の設置に係る場合 第3条第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第11号に掲げる書類並びに学則の変更条項の新旧対照表

(2) 学科の廃止に係る場合 第3条第11号に掲げる書類及び学則の変更条項の新旧対照表

(3) 収容定員に係る場合 第3条第1号から第4号まで、第7号、第8号及び第11号に掲げる書類、学則の変更条項の新旧対照表並びに過去5年間の生徒の収容状況表

3 第3条から第5条まで及び第8条から第11条までの規定は、専修学校に準用する。この場合において、第3条の見出し中「学校の設置認可」とあるのは「専修学校の設置等認可」と、同条中「第

4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、「学校の設置について」とあるのは「専修学校の設置（高等課程、専門課程及び一般課程の設置を含む。）について」と、「学校設置認可申請書」とあるのは「専修学校（高等課程、専門課程、一般課程）設置認可申請書」と、「書類」とあるのは「書類（高等課程、専門課程又は一般課程の設置にあつては、第9号及び第10号に掲げる書類を除く。）」と、第4条中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第5条の見出し中「学校の廃止認可」とあるのは「専修学校の廃止等認可」と、同条中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、「学校の廃止について」とあるのは「専修学校の廃止（高等課程、専門課程及び一般課程の廃止を含む。）について」と、「学校廃止認可申請書」とあるのは「専修学校（高等課程、専門課程、一般課程）廃止認可申請書」と、第8条の見出し中「学校の目的等」とあるのは「専修学校の名称等」と、同条中「学校の目的、名称、位置、学則（収容定員に係るものを除く。以下この条において同じ。）又は経費の見積り及び維持方法」とあるのは「専修学校の名称、位置又は学則（学科及び専攻科の設置廃止並びに収容定員に係るものを除く。以下この条において同じ。）」と、「学校の目的（名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法）変更届」とあるのは「専修学校の名称（位置、学則）変更届」と、第10条の見出し中「学科等の」とあるのは「専攻科の」と、同条第1項中「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の学科（特別支援学校の高等部の学科に限る。）、専攻科又は別科（以下「学科等」という。）」とあるのは「専修学校の専攻科」と、「学科（専攻科、別科）設置届」とあるのは「専攻科設置届」と、同条第2項中「高等学校の学科等」とあるのは「専修学校の専攻科」と、「学科（専攻科、別科）廃止届」とあるのは「専攻科廃止届」と読み替えるものとする。

（私立の各種学校に関する準用規定）

第14条 第3条から第5条まで、第7条から第9条まで及び第11条の規定は、私立の各種学校について準用する。この場合において、第8条中「学校の目的、名称、位置、学則（収容定員に係るものを除く。以下この条において同じ。）又は経費の見積り及び維持方法」とあるのは「学校の目的、名称、位置又は学則（収容定員に係るものを除く。以下この条において同じ。）」と、「学校の目的（名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法）変更届」とあるのは「学校の目的（名称、位置、学則）変更届」と読み替えるものとする。

（実施細目）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和39年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、学校教育法施行細則（昭和24年神奈川県規則・神奈川県教育委員会規則第1号）の規定に基づき既になされた手続その他の行為は、この規則の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和41年4月1日規則第29号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月31日規則第27号）

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前に行われた申請で、この規則の施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月25日規則第21号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日規則第25号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則による改正前の各規則の規定による証券等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の各規則による証券等とみなす。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第112号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規則第63号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第78号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月30日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月25日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月31日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第41号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和8年2月27日規則第10号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。